

指定検定機関講習の受講誓約書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号)第9条に規定する指定検定機関の指定の申請を行うため、下記の当社職員を検定管理責任者として指定検定機関講習(非自動はかり／自動捕捉式はかり／燃料油メーター)の受講を申請します。

申請するにあたり、同省令第10条の規定に基づき、指定検定機関として業務を遂行するための事業体制が整っており、同省令第10条の3に適合することを誓約します。(別添チェックリストを参照のこと。)

また、講習受講後、6ヶ月以内に指定検定機関の指定の申請を行います。そのため、指定検定機関の指定の申請に係る諸準備を進めています。

記

1. 受講者氏名:
2. 受講者所属:

所属長:(事業者名)
(役職名)
(氏名)

(自署)

○チェックリスト

*以下の該当する項目に○印を付すこと。

1. 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号)第10条の規定に基づき、指定検定機関として業務を遂行する体制が整っていること。

(1) 指定の区分に応じて、同省令別表第4の検定設備を用いて検定を行います。

(2) 指定の区分に応じて、同省令別表第4の検定を実施する者(一般計量士を3名以上含む6名)を有しています。

2. 同省令第10条の3の規定に基づき、指定検定機関として業務を遂行する体制が適合していること。

(1) 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではありません。

(2) 指定検定機関の申請者が株式会社である場合にあっては、検定を受ける者がその親法人ではありません。

(3) 指定検定機関の申請者が法人である場合にあっては、指定検定機関の申請者の役員に占める検定を受ける者の役員又は職員の割合が二分の一を超えていません。

(4) 指定検定機関の申請者が、検定を受ける者の役員又は職員ではありません。

(5) 検定の実施部門が部門として独立し、かつ、検定の実施部門の役員及び職員が、検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門の役員及び職員を兼ねていません。

(6) (2)から(5)までのほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすことはありません。